

令和6年度（2024年度）

熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金

【募集要領】

【募集期間】

令和6年（2024年）4月15日（月）

～ 令和6年（2024年）12月20日（金）[17時必着]

※募集期間を過ぎた申込は一切認められませんので、ご注意ください。

※先着順に受付・審査を行います。予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

【申込書類一式の提出先・問い合わせ先】

熊本市経済観光局 産業部 起業・新産業支援課

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 8階

電 話：096-328-2392 / F A X：096-324-7004

受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 8：30～12：00、13：00～17：00

※申込書類一式は、郵送または持参によりご提出ください。

【注意事項】

○募集締切りの直前になると、申込みに必要な各種書類の準備が間に合わない場合がありますので、余裕をもって準備をしてください。

令和6年（2024年）4月

熊本市 起業・新産業支援課

## 【目 次】

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業、対象経費、補助率等	2
4. 募集期間	2
5. 事務のながれ	3
6. 申込手続きに必要な書類	3
7. 資金調達の結果、CF事業者を支払う仲介手数料が変わった場合	4
8. 交付の条件	4
9. 事業の変更・中止について	5
10. 交付決定取消及び補助金の返還	5
11. その他	5
12. 提出先・お問合せ先	6

## 1. 事業の目的

---

市内において創業及び新規事業へ挑戦する際の資金調達や商品・サービスのマーケティングを支援し、スタートアップ等の成長及び、新たな産業の創出を図るため、クラウドファンディングを活用した新商品開発や販路開拓等の取り組みに対し、経費の一部を補助します。

## 2. 補助対象者

---

### 【補助対象者】

本補助金の募集対象者は、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たす中小企業者等であることが必要です。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当すること。

[法人又は個人事業主] 本市内に事業所を置き、かつ事業を営んでいる者

[創業予定者] 令和7年(2025年)2月末日までに本市内に事業所を置き、かつ事業を営む予定の者

#### (用語の定義)

「中小企業者等」…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号及び同条第5項に規定される要件に該当する会社又は個人をいう。

「会社」…会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定される、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

「創業」…所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届け出を行い、新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合をいう。

- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

※なお、この補助金の交付は、1事業者につき、年度内に1回を限度とします。

### 【補助対象外となる事業者】

次のいずれかに該当する者は、上記条件に関わらず対象外とします。

- (1) 次のいずれかに該当する事業を行う場合

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6～第10項に該当する全業種
- ② 宗教
- ③ 政治・経済・文化団体
- ④ 公序良俗に問題のある事業
- ⑤ その他市長が適当でないと認める事業

- (2) 法人にあつては、みなし大企業である場合

- (3) その他市長が適当でないと認める場合

### 3. 補助対象事業、対象経費、補助率等

---

#### 【対象事業】

クラウドファンディングで資金調達し、新商品又は新サービスの企画、開発若しくは研究又は販路開拓を行うもの

#### 【対象経費】

- (1) クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料
- (2) プロジェクトページを作成するための費用
- (3) プロジェクトの広報活動にかかる費用

※当該補助金の申込みに係る同一の計画に対し、他の機関又は制度において補助を受けた経費又は交付が確定している経費は補助対象となりません。また、消費税等の租税公課も補助対象となりませんので、申込書等には税抜き金額で記入してください。

※熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付決定通知日から令和7年(2025年)2月末日までに支払ったものが対象となります。交付決定通知書日前に支払った場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

#### 【補助率・上限額】

上記対象経費の2分の1以内(補助上限額30万円)

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助上限額を超える部分は、申込者の負担となります。

### 4. 募集期間

---

令和6年(2024年)4月15日(月)

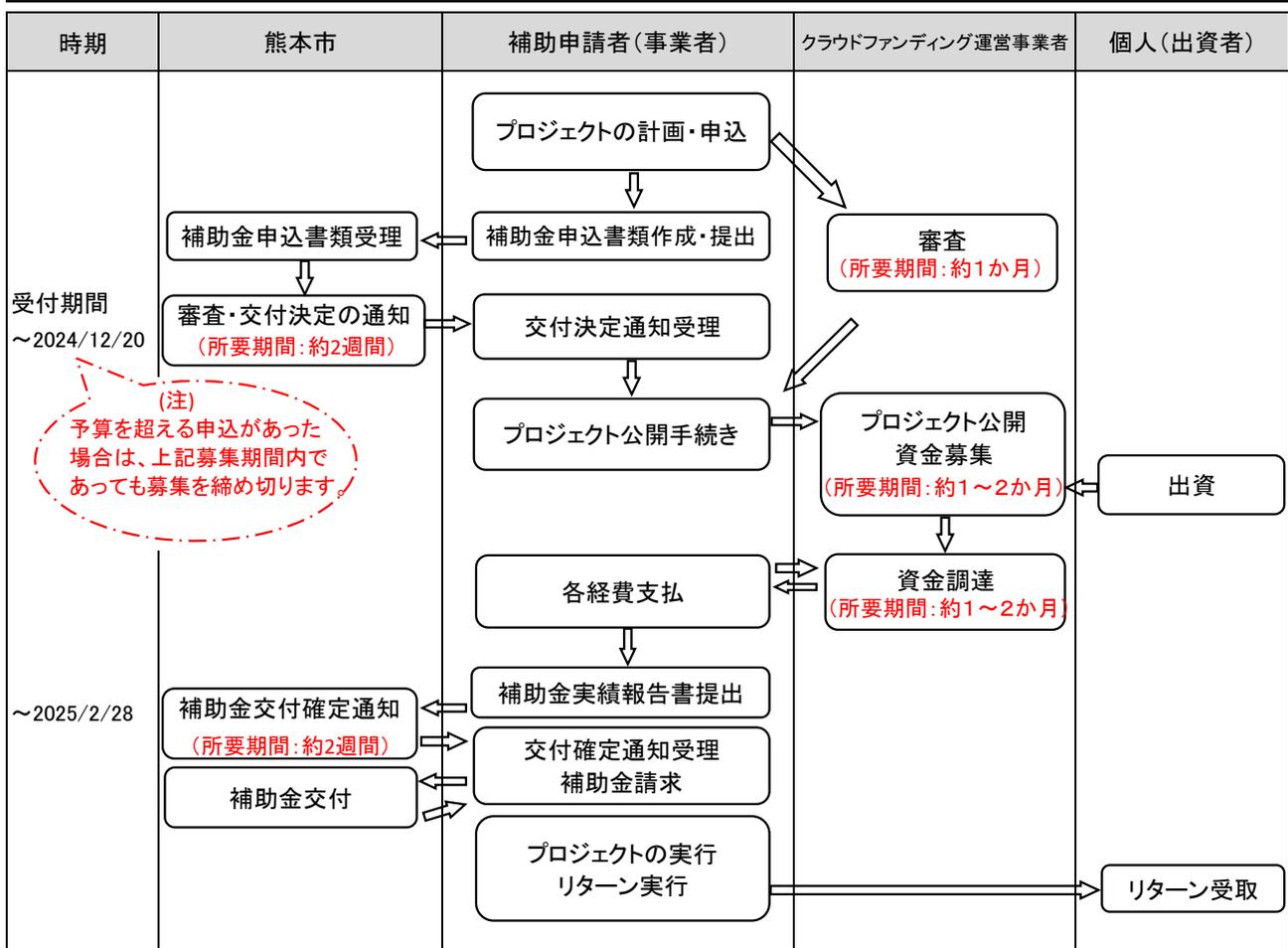
～ 令和6年(2024年)12月20日(金) [17時必着]

#### 【注意事項】

※クラウドファンディング(CF)運営事業者へ申込後に補助金の申込みをしてください。また、補助交付決定後にCFウェブサイトで資金の募集を開始(プロジェクト公開)してください。

※予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

## 5. 事務のながれ



## 6. 申込手続きに必要な書類

各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

書類の提出は、郵便や宅配便等、もしくは窓口への持参にて行ってください。

### (1) 補助金申込に必要な書類

- ① 熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付申込書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 誓約書兼同意書(様式第3号)
- ④ 補助対象経費に係る見積書
- ⑤ クラウドファンディングを利用することが分かるもの
- ⑥ [法人の場合] 登記事項証明書(申込日前3月以内に発行されたものに限る)の写し  
[個人事業主の場合] 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

### (2) 実績報告に必要な書類

交付決定を受けた補助事業が完了した後30日以内または令和7年(2025年)2月末日のいずれか早い日までに提出が必要です。ただし、開業予定者は、開業した後の提出となります。

令和7年(2025年)2月末日までに、補助対象経費の支払いが完了しない場合や、開業予定者が

開業できない場合は、補助決定取消しとなりますのでご注意ください。

- ① 熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金実績報告書（様式第10号）
- ② 事業実績報告書（様式第11号）
- ③ 補助対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類
- ④ クラウドファンディング運営事業者のウェブサイトの掲載ページを印刷したもの
- ⑤ [創業予定者の場合] 登記事項証明書（申込日前3月以内に発行されたものに限る）の写し、または、個人事業の開業・廃業等届出書の写し

### **(3) 補助金請求時に必要な書類**

交付額確定通知を受けた日から10日以内に、次の書類を提出してください。

- 熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金交付請求書（様式第13号）

## **7. 資金調達の結果、CF 事業者に支払う仲介手数料が変わった場合**

---

### **(1) 手数料が補助金申込時の予定より増えた場合**

実際に調達した金額が目標支援金額を超えた場合であっても、交付決定額を超える補助金の交付はできません。交付申込時の目標支援金額に係る手数料（消費税を除く）を基に補助金額を交付します。

### **(2) 手数料が補助金申込時の予定より減った場合**

実際に資金調達した金額に係る手数料（消費税を除く）を基に補助金額を再算出し交付します。

## **8. 交付の条件**

---

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は令和7年(2025年)2月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、当該通知を受けた日から起算して10日以内に所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

## 9. 事業の変更・中止について

---

次の場合は、熊本市新事業挑戦クラウドファンディング活用補助金変更・中止承認申込書（様式第7号）に事業の変更・中止（廃止）に伴う関係書類の提出が必要です。申込書の内容を精査し、承認又は不承認の旨を通知します。

- (1) 補助事業の事業計画の内容又は収支予算額を変更又は中止しようとするとき
- (2) 名称・所在地・代表者の変更があった場合

## 10. 交付決定取消及び補助金の返還

---

交付対象者が以下のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。また既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

- (1) 「8. 交付の条件」に規定する内容に違反した場合
- (2) 「9. 事業の変更・中止について」に規定する承認・不承認の条件に違反した場合
- (3) 「2. 補助対象者」に規定する補助対象要件を満たさないことが判明した場合
- (4) 創業予定者が令和7年(2025年)2月末日までに熊本市内で開業しなかった場合
- (5) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

## 11. その他

---

- 特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申込者ご自身の責任で対応してください。
- 提出された申込書類及び添付書類等は返却いたしません。
- 個人情報の管理  
本補助事業への申込に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）
  - ・ 本補助事業における補助事業者の審査・事業管理のため。
  - ・ 交付決定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
  - ・ 申込情報を統計的に集計・分析し、申込者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- アンケート調査や成功事例掲載の依頼  
本補助金の交付対象者に対し、補助金を活用して取組む事業やその効果等を把握・検証するためのアンケート調査や成功事例のHP掲載等を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

## 12. 提出先・お問合せ先

---

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市経済観光局 産業部 起業・新産業支援課 宛

TEL：096-328-2392 FAX：096-324-7004